

概要版

第4期三豊市 地域福祉計画

ささ あい たす あい はく
支え愛、助け愛、みんなで育む

こころ ゆた ふく し み とよ
心豊かな福祉のまち 三豊

令和5年3月
香川県 三豊市

計画の策定にあたって

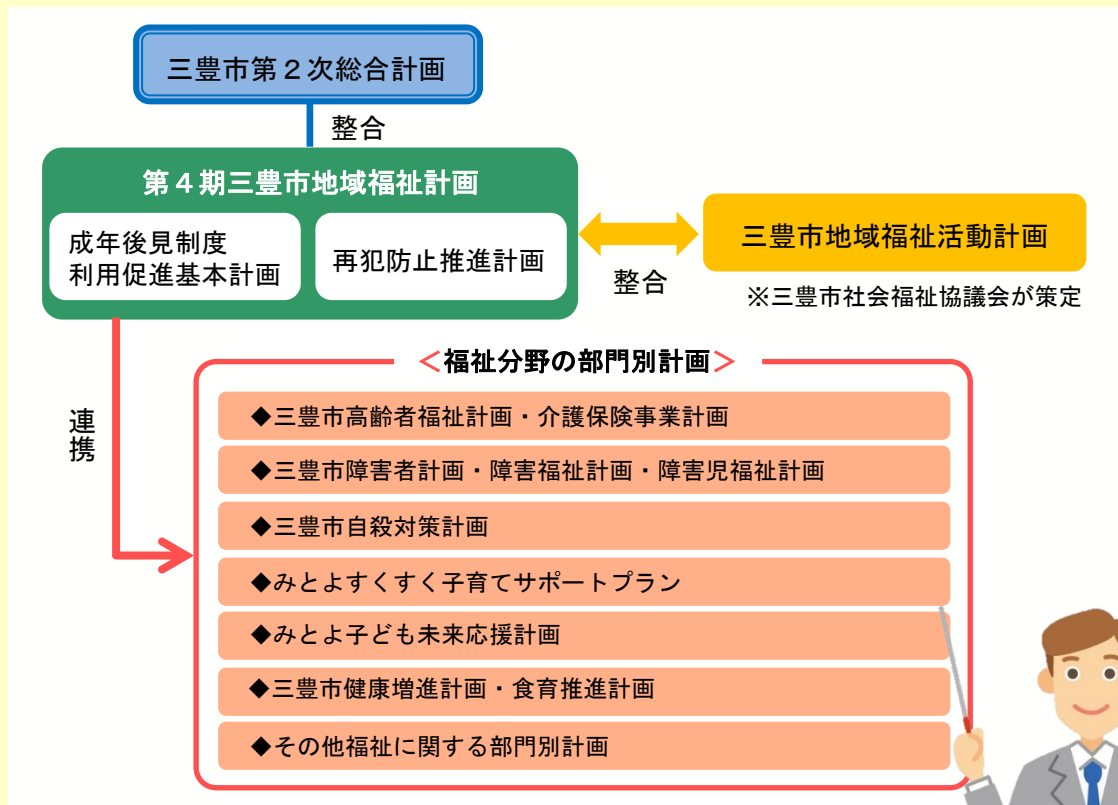
計画策定の趣旨

全国的に少子高齢化や核家族化が進行しており、晩婚化や未婚化、共働き世帯の増加など、価値観やライフスタイルの多様化により地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。本市においても地域福祉を取り巻く変化や新たな福祉ニーズに対応した取組を一層充実させていくため、新たな計画として、「第4期三豊市地域福祉計画」を策定するものです。



本計画の位置づけ

本計画は三豊市総合計画を上位計画とする計画であり、福祉分野における上位計画として位置づけられるものです。福祉（子育て、高齢者、障がい者等）に関する既存の部門別計画における基本的な考え方や理念等を相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉分野に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向性を明らかにするものです。



まちの将来像



計画期間

年度	平成 30 (2018)	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
計画	第 3 期三豊市地域福祉計画									
						第 4 期三豊市地域福祉計画				

地域福祉の概念

(1) 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方を指します。地域で生活するすべての人の安心と幸せを実現するために「自助」「互助」「共助」「公助」を踏まえた“地域の助け合いによる福祉”が趣旨となります。

(2) 「地域共生社会」とは

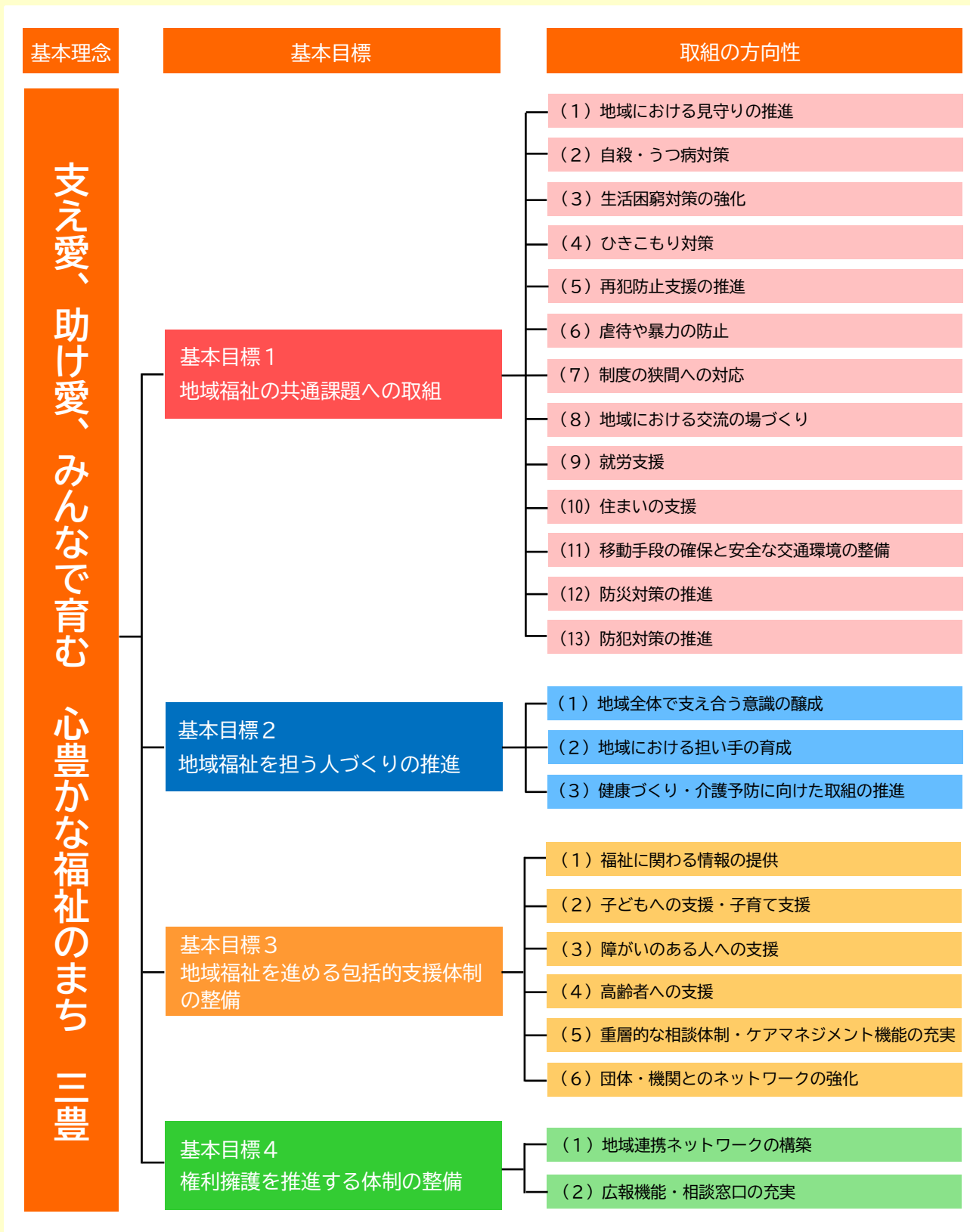
社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を『我が事』として主体的にとらえて、包括的に『丸ごと』受け止めて課題解決に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

計画の基本理念

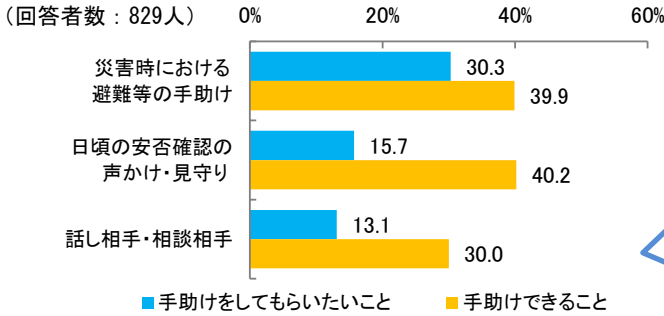


「三豊市第2次総合計画」のまちの将来像との整合性や、本市の地域福祉を取り巻く現状や課題等を踏まえ、第3期計画で推進してきた施策を発展させ、計画の連続性と整合性を維持するため、引き続き本計画における基本理念を上のとおり定めます。

そして、地域に関わるすべての人と行政が一体となって、本計画と福祉関連の個別計画の実施による総合的な福祉施策を推進し、住民が安心して生活できる「地域共生社会」の実現を目指します。



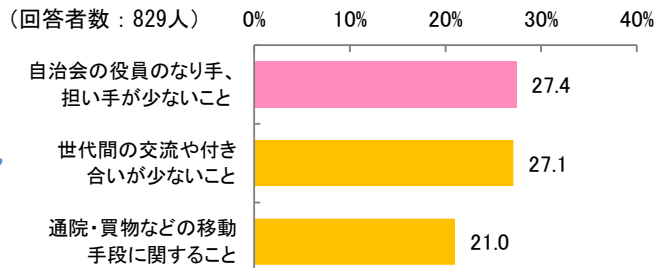
手助けをしてもらいたいこと、手助けできること



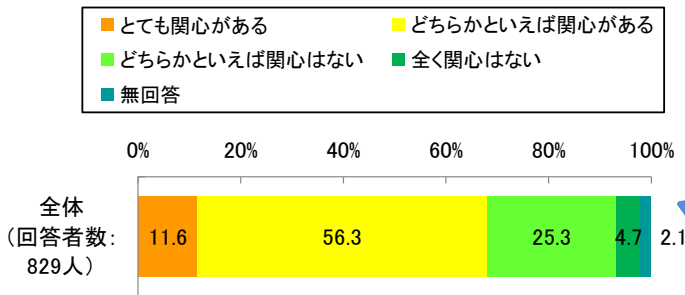
「手助けできること」が「手助けをしてもらいたいこと」を上回っています。地域の課題を発見・解決するためには、地域をつくる主体である住民が、地域の生活課題に気づき、支援につなげることができるよう、地域の見守り活動などを支援し、地域のつながり力の強化を図る必要があります。

地域の問題や課題として、「世代間の交流や付き合いが少ないこと」が上位となっています。近所付き合いや助け合いが希薄化する中、サロンの開催等、居場所づくりによる交流の促進や、様々な人が気軽に立ち寄れるような場づくりを住民主体で築いていけるよう支援する必要があります。

地域の問題や課題



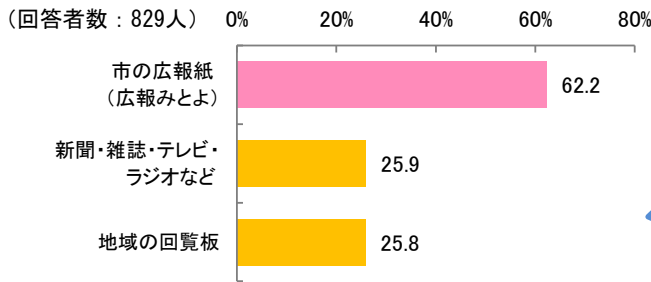
福祉への関心について



約7割の人が「関心がある」と回答しています。地域福祉の推進にあたっては、市民一人ひとりがお互いの立場を理解し合い、支え合いの心を育むことができるよう、福祉意識の醸成に向けた意識啓発・教育に取り組んでいくことが重要です。

資料：三豊市地域福祉の推進に関するアンケート調査（令和3年12月実施）

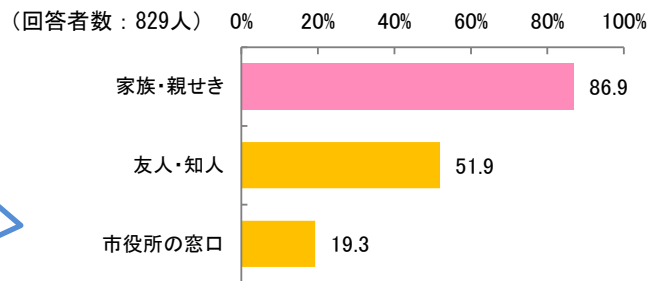
情報の入手先について



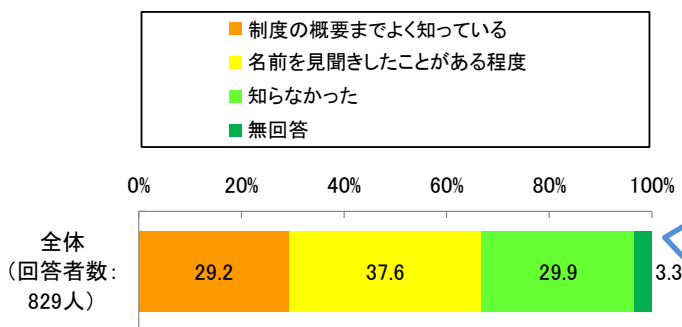
市の広報紙(広報みとよ)が主な情報の入手先となっています。誰もが必要な情報を簡単に入手できるようにするためには、年代やターゲットに応じた情報発信に努める必要があります。

家族など身近な人が多くを占め、公的機関等の相談窓口の利用は相対的に少なくなっています。複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、社会参加につなげるためには、身近な地域での相談支援体制とともに、地域と専門機関、専門機関間の連携による相談支援体制の構築・強化が不可欠となっています。

相談先について



成年後見制度について



6割以上が「知っている」と回答していますが、制度の概要まで知っている人はそのうちのおよそ3割となっています。制度について更なる周知、啓発を行い、成年後見制度の利用に関する体制の整備を進めて行く必要があります。

【成年後見制度とは】

認知症高齢者や知的障害、精神障害がある人など、判断能力の不十分な人が日常生活において不利益を受けないよう、本人の権利を守り支援する制度のこと。



資料：三豊市地域福祉の推進に関するアンケート調査（令和3年12月実施）

基本目標 1

地域福祉の共通課題への取組

施策1 地域における見守りの推進

<方向性> 地域内における住民相互の見守り・声かけの推進や、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなど、団体や関係機関の連携を促進し、地域における見守り体制の構築を進めます。

施策2 自殺・うつ病対策

<方向性> 「三豊市自殺対策計画」に基づき、地域の多様な関係機関、団体等が関わりながら連携、協力して総合的に自殺対策に取り組む体制づくりを進めます。

施策3 生活困窮対策の強化

<方向性> 住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、支援を必要とする人が孤立することのないよう、支援を必要とする人の状況や情報を把握して、支援が行き届くよう努めます。

施策4 ひきこもり対策

<方向性> ひきこもりの実態把握に努め、その長期化を防止するため、ひきこもりサポーター等による訪問支援など、必要とする人が適切な支援を受けられるよう体制の整備を進めます。

施策5 再犯防止支援の推進

<方向性> 犯罪をした者が再び罪を犯すことなく、安心して暮らせる地域づくりを進めるため、保健医療及び福祉サービスの利用の促進、子どもたちに対する非行防止に係る取組、民間協力者の活動促進及び市民に対する再犯防止等についての広報・啓発活動の推進等を行います。

施策6 虐待や暴力の防止

<方向性> 配偶者等に対する暴力や高齢者、障がい者、子ども等への虐待防止に向け、通報・相談体制の充実を図り、関係機関によるネットワークを整備し、早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。

施策7 制度の狭間への対応

<方向性> 制度の狭間で悩み事を抱える人に対して、適切な支援を届けることができるよう、包括的な相談支援体制の構築を進めるとともに、地域福祉活動を支援し、地域力の向上を図ります。

施策8 地域における交流の場づくり

<方向性> 地域におけるサロン等の居場所について、どのような方でも参加できる雰囲気やきっかけづくりが必要であり、地域住民の交流の拠点として、地域での居場所の立ち上げ支援や継続支援を行い、地域福祉に資する活動が活発になるよう努めます。

施策9 就労支援

<方向性> 障がいの有無や年齢に関わらず、すべての市民が就労の機会を得て、安定した収入と自立した生活を送ることができるよう、就労環境の整備やマッチングに努めます。

施策10 住まいの支援

<方向性> 高齢者に対しては、身体や生活の状況に応じた住宅の改修を行うことで、可能な限り住み慣れたところで生活を送ることができるよう努めます。障がいのある人についても、住宅の改修が必要と判断される人に対し、福祉サービス等を提供し、住み慣れた地域での生活を支援していきます。また、生活困難世帯に対しても、就労支援等と合わせて居住環境の提供を行う必要があります。

施策11 移動手段の確保と安全な交通環境の整備

<方向性> 高齢者など、移動手段を持たない市民の日常的な移動を支える公共交通の利便性を向上させ、長期にわたって利用してもらえるよう努めます。また、歩道の拡張や段差解消等すべての人にとって安全な道路・交通環境の整備に努め、交通事故を防ぐ環境整備を進めます。

施策12 防災対策の推進

<方向性> 高齢者や障がい者など、日常生活の中で手助けを必要とする人たちが災害時において、少しでも安心できる生活が送れるように、支援体制の整備を図り、地域における防災対策のための取組が、地域への関心の向上や地域活動への参加の契機につながるよう取組を進めます。

施策13 防犯対策の推進

<方向性> 地域による見守りや、警察との協力、防犯や交通安全に対する意識啓発などにより、犯罪や事故のない安全な地域づくりを進めます。



基本目標 2

地域福祉を担う人づくりの推進

施策1 地域全体で支え合う意識の醸成

<方向性> 障がいの有無、性別、年齢、国籍などに関わらず、お互いに理解し尊重し合うことができるよう、様々な機会をとらえ積極的に啓発するなど、福祉意識や人権意識の醸成を図ります。また、地域の一員であることを地域全体で認識できるよう、地域福祉活動への参加を呼びかけるとともに、誰もが地域福祉活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

施策2 地域における担い手の育成

<方向性> 住民のボランティア意識の向上と担い手の育成のため、社会福祉協議会と連携し、幅広い年齢層がボランティアに関われるよう様々な支援を行うとともに、住民の多様な才能を地域福祉活動等に生かせる環境づくりを進めます。また、福祉分野の活動や地域福祉を担う団体等の活動を支援し、地域における支え合い活動が安定的・継続的に確保されるよう、団体活動の活発化を図ります。

施策3 健康づくり・介護予防に向けた取組の推進

<方向性> 市民一人ひとりの健康は地域福祉を支える基盤であり、「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、健康づくりに取り組んでいくことが重要です。また、市内・近隣市町の医療機関や医師会等との連携のもと、市民が必要なときに適切な医療を受けることができるよう、診療体制の充実及び相互の連携を図ります。



基本目標 3

地域福祉を進める包括的支援体制の整備

施策1 福祉に関わる情報の提供

<方向性> 支援を必要とする人や福祉サービスを利用する人が、必要とする福祉に関する情報を得ることができるよう、多様な媒体による分かりやすい情報提供を行います。

施策2 子どもへの支援・子育て支援

<方向性> 市内に居住する子どもとその保護者が地域で孤立しないように、地域ぐるみで子育てを支援していきます。また、高齢者と子どもの世代間交流を促進し、地域に暮らすすべての人が地域の一員として認識され、子育てを支える意識の向上を図ります。

施策3 障がいのある人への支援

<方向性> 障がい者福祉施策、障害福祉サービスを必要とする市民が適切に利用できるよう、相談支援体制を整えるとともに、提供体制の充実を図ります。

施策4 高齢者への支援

<方向性> 高齢者への公的な福祉サービス等については、「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき介護サービス基盤を計画的に整備するとともに、介護人材の育成、介護サービス事業者との連携などにより、利用者に対応した質の高いサービス提供を推進します。

施策5 重層的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実

<方向性> 地域において、民生委員・児童委員、障害者相談員等が身近な相談相手役として相談支援活動を行うとともに、専門的な支援として、市役所の各窓口をはじめ、地域包括支援センター、地域子育て支援施設などが相談に応じ、連携しながら、適切な福祉サービスや地域での支え合いも含めた支援につなげます。また、地域共生社会の実現のために、関係機関との連携を図り、重層的・包括的支援体制の構築に向け検討します。

施策6 団体・機関とのネットワークの強化

<方向性> 香川県社会福祉協議会が中心となり実施している「香川おもいやりネットワーク事業」を通じて関係機関や団体等が協働し、支援を必要とする人を地域でトータルで支える仕組みづくりを目指していきます。

基本目標4

権利擁護を推進する体制の整備

施策1 地域連携ネットワークの構築

<方向性> 成年後見制度を必要な人が利用できるよう、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行います。

施策2 広報機能・相談窓口の充実

<方向性> 既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用するとともに、今後、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成等を担う「権利擁護支援センター」（仮称）の設置をすすめる等、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、柔軟に実施、整備を進めていきます。また、成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。



協働による計画の推進

計画に基づく施策を推進していくためには、市民、地域組織、サービス事業者、関係機関・団体、社会福祉協議会と行政が連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的な視点から取り組み、協力して活動を推進することが重要です。このため、次のような役割のもとに推進を目指します。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域活動やボランティア活動等に積極的に参加すること、近隣と協力することにより、自らの課題や地域課題の解決に向けた取組を行うよう努めます。

(2) サービス事業者の役割

高齢者・障がい者・子ども等が市内のどの地域に住んでも市民が適切なサービスが受けられるよう、福祉サービス事業者は行政と連携する中で、福祉サービスの量と質の確保に努めます。



(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は行政と連携する中で、ボランティア活動、福祉意識の啓発、人材育成、相談事業等、地域の実情に応じたサービスの提供や支援に取り組みます。

(4) 市の役割

行政は市民や社会福祉協議会、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域組織、ボランティア団体等と連携・協力し、関係課や関係機関とも協力体制を構築し、市民のニーズと地域特性に対応した施策を推進します。

第4期三豊市地域福祉計画（概要版）

発行年月：令和5年3月 発行者：三豊市 編集：三豊市健康福祉部福祉事務所福祉課
〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1
電話：0875-73-3015 FAX：0875-73-3023
市公式HP：<https://www.city.mitoyo.lg.jp/index.html>

表紙写真：三豊市観光交流局提供